第７号様式の２（第６条の２関係）

一 般 廃 棄 物 搬 入 届 出 書

＊太枠内をご記入ください

令和　　年　　月　　日

三　浦　市　長

届出者　住　　所

氏　　名　　印

（法人にあっては所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号　　（　　）

三浦市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例第22条第２項ただし書の規定により一般廃棄物を直接搬入したいので、同条例施行規則第６条の２第３項の規定により次のとおり届け出ます。

廃棄物に係る占有者等（排出者）及び発生場所	□　届出者と同じ 住　　所（発生場所※１）　三浦市 氏　　名　　印 （法人にあっては所在地（発生場所※１）、名称及び代表者の氏名） 電話番号　　（　　）
廃棄物の運搬搬入を行う者	□　届出者と同じ 住　　所 氏　　名 （法人にあっては所在地、名称及び代表者の氏名） 電話番号　　（　　）
廃 棄 物 の 種 類	□ 家具　□ 布団類　□ 家電　□ 金物類　□ 古着古布 □ 燃せるごみ　□ びん・缶　□ 紙類（新聞・雑誌・ダンボール、その他の紙） □ 枝木草葉類　□ 不燃ごみ　□ 蛍光管類　□ 破砕できないごみ □ その他（　　）

搬　入　車　両	車番　　車両重量　　kg					車番（※２）　　車両重量　　kg				
搬入日										

備考

１　届出者の記入欄は、署名の場合のみ押印を省略することができます（法人は除く）。ただし、届出者と占有者等（排出者）が異なる場合は、それぞれ該当する欄に記名と押印をしてください。
２　廃棄物は50kg以上で搬入することができます（事業系一般廃棄物は除く）。
３　この届出書の有効期間は１週間です（事業系一般廃棄物は除く）。
４　搬入に使用できる車両は２t車以下とします。
５　搬入する場所では職員の指示に従い、安全作業に努めてください。
６　※１部分は、当該廃棄物が占有者等の住所又は所在地以外で発生した場合に併せて記入してください。
７　※２部分は、市長が特に認める場合のみ記入してください。
８　実際の廃棄物が届出内容と相違する場合その他条例等の規定に従った搬入が行われない場合、及び三浦市が定めたごみの分別及び出し方のとおり搬入されない場合、受入れを拒否することがあります。

◇受付時間　月曜日～金曜日　午前８時30分～11時15分、午後１時～３時30分
※祝日の受入れはありません。